

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 19 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱田 彰

第 3 期粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定業務について

下記のとおり、公募型プロポーザル方式により提案参加者を募り業者を選定します。

1. 概要

(1) 発注する業務名

第 3 期粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「第 3 期粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2. 提案資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 粕屋町指名停止等措置要綱(平成 13 年粕屋町要綱第 5 号)の規定による指名停止措置の期間中(プロポーザル参加表明書の提出期限から受託候補者の特定の日までとする。)でない者であること。

(3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事に係る有資格業者にあつては、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本町の入札参加資格審査申請書を再度提出し、町の審査を経て有資格業

者として認定され、粕屋町競争入札参加資格者名簿に登録された者に限る。)を除く。)であること。

(4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 国税、都道府県税、市町村税を滞納していない者であること。

3. 評価の方法及び選定の方法

参加希望者に対し、第3期粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定業務公募型プロポーザル方式により、「提案書」及び必要となる費用の見積額を記載した「見積書」の提出を求め、提案書の内容及び経費等を客観的かつ総合的に評価して得られた総合評価点数の最も高い者を受託者として特定し、本町と契約条件に関する協議を行います。

4. 担当課

住民福祉部子ども未来課

5. 募集要項の交付期間及び方法

(1) 交付期間 令和6年3月19日(火)～令和6年3月26日(火)17時まで

(2) 交付方法 町ホームページよりダウンロード

6. 参加表明書の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期限 令和6年3月19日(火)～令和6年3月26日(火)17時まで(必着)

(2) 提出場所 かすやこども館

(〒811-2309 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目6番2号)

(3) 提出方法 窓口持参又は書留による郵送

7. 提案資格確認結果の通知

(1) 提案資格確認結果の通知

参加表明書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及び理由を書面にて通知します。

ア. 通知期限 令和6年3月29日(金)までに通知します。

イ. 通知方法 郵送（原本）及び電子メール（写し）にて通知します。

ウ. その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加表明者は、町要綱第 13 条第 3 項の規定により、書面を受けとった日から 7 日以内に、町長に対して書面によりその理由について説明を求めることができます。

8. 提案書及び見積書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和 6 年 4 月 12 日(金)17 時まで（必着）

(2) 提出場所 かすやこども館

(〒811-2309 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 6 番 2 号)

(3) 提出方法 窓口持参又は書留による郵送

(4) その他

ア. 提出された提案書類等の返却はありません。

イ. 提案書に記載した配置予定の技術者（資格者等）は、死亡や病気など、特段の理由がない限り、変更することはできません。

ウ. 提案書の提出は、1 社につき、1 案とします。

エ. 本町の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ. 提案内容の変更は認められません。

9. 提案限度価格

7,986,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案限度価格は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。見積書を提出する際の内訳書は、上記の金額を超えてはならない。

10. 契約書作成の要否

必要となります。

11. 募集要項等に対する質問及び方法

(1) 参加に対する質問

前記 5 の期間において、電話及びメールにて受け付け、回答します。

(2) 内容に関する質問

ア. 質問期間 令和 6 年 3 月 29 日(金)17 時まで

イ. 受付方法 町要綱様式第 8 号に記載の上、電子メールにて受付し、
令和 6 年 4 月 2 日(火)17 時までに町ホームページにて回答し
ます。

14. プレゼンテーション・ヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。実施内容等につきましては、
募集要項にてご確認ください。

15. その他

- (1) 提案書、見積書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担となります。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書、見積書は、提案資格の確認及び受託者の特
定以外に提案者に無断で使用することはありません。

16. 問い合わせ先

〒811-2309 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 6 番 2 号
粕屋町役場 住民福祉部 子ども未来課 子育て支援係 (かすやこども館)
担当 安藤、福地
TEL 092-410-2230 / FAX 092-939-4029
E-mail : kodomomirai@town.kasuya.fukuoka.jp